

## 函館病院医師会計年度任用職員業務要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館病院において医師業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

### (業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 患者の診療に関すること
- (2) 診断書その他診療に係る各種の証明に関すること
- (3) 健康診断業務に関すること
- (4) その他病院に係る医師業務に関すること

### (任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

### (勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日に振り替えし、または代休日を与えることができる。

勤務日	勤務形態	勤務時間
月曜日～金曜日	日勤エ	午前8時30分～午後0時00分
	日勤A	午前8時30分～午後5時00分
	日勤タ	午前9時30分～午後1時00分

- (2) 休憩時間は、正午から午後0時45分までとする（日勤エおよび日勤タを除く）。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と

認められた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、45分間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、所属長は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、管理者の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。